



# 第98期 業務報告書

2023年4月1日から  
2024年3月31日まで





# TOKUSHIMA SHINKIN BANK

## 経営理念

- 中小企業の育成・支援
- 職員の幸福
- 地域社会への貢献

## 基本方針

郷土の繁栄に奉仕し、郷土のすべての人々から愛され親しまれる信用金庫にする。

明朗堅実な庫風をつくり、すべての従業員がその一生を賭しても悔いのない誇りうる職場とする。

## 金庫概要

所在地	〒770-0918 徳島市紺屋町8番地
創業	昭和3(1928)年2月15日
代表者	理事長 森 尊昭
出資金	14億79百万円
預金量	2,081億円
融資量	935億円
会員数	26,234人
常勤役員数	211人
店舗数	17店舗

(2024年3月31日現在)



## ごあいさつ



向夏の折、会員の皆さまには、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご支援、ご愛顧を賜り厚く御礼申し上げますとともに、ここに当金庫第98期(2023年度)の業務ならびに決算の概要をご報告申し上げます。

国内経済は、円安による物価の上昇、人口減少が進むなど、先行き不透明な環境にあります。一方で、物価上昇に対応するため、大手企業を中心に賃上げが実施されるなど、春闘の賃上げ率は昨年度を上回る高い上昇率となっています。また、経済活動の正常化が進み、企業業績は堅調であり、日経平均株価は約34年ぶりに史上最高値を更新しました。

県内経済においては、経済活動の正常化に伴い、消費活動や観光需要を中心に持ち直しているものの、物価の上昇、人口減少などにより、今後も厳しい経済環境が続くことが懸念されます。

このような中、2023年度は「人的資本の充実」を主要施策とし、「自ら考え、自主的に行動する組織」を目指し、当金庫の強みである現場力を活かし、課題解決型の金融支援に注力しました。

業績につきましては、預金のうち流動性預金は、法人・個人ともに減少し、期末残高は2億4百万円減少しました。また、定期性預金についても、特別金利定期預金を実施しましたが、地方公共団体預金の流出などにより、65億44百万円減少しました。預金全体では、67億48百万円減少の2,081億円となりました。期中平均残高では、14億8百万円増加の2,172億84百万円となりました。

貸出金は、お客様の資金需要に応えられるように活動を行いましたが、無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済が始まったことなどから、期末残高は2億44百万円減少の935億88百万円となりました。期中平均残高についても、19億38百万円減少の942億2百万円となりました。

損益面では、資金運用利回りは増加しましたが、残高が減少したことから、業務収益は99百万円減少しました。業務費用は、パフォーマンスの低い有価証券を整理したことに伴い、国債等債券売却・償還損が増加したことにより3億39百万円増加しました。業務純益は4億39百万円減少しました。また、経常損益は、その他の経常損益が増加したものの、業務純益の減少が大きかったことから、前期比1億7百万円減少の1億67百万円となりました。その結果、当期純損益は前期比61百万円減少の94百万円の当期純利益となりました。

また、自己資本比率は前期比0.76ポイント上昇し、10.42%となりました。

今後の事業につきましては、当金庫は、経営理念に「中小企業の育成・支援」・「職員の幸福」・「地域社会への貢献」を掲げており、2022年度から開始した中期事業計画において、4つの柱「事業者への支援体制の強化」・「経営基盤の強化」・「伝統的な金融業務と新しい非金融サービスの融合」・「人財の育成」を掲げております。2024年度は、昨年度に引き続き「職員の育成」を最重要課題として捉え、「持続的な人的基盤の確立」を主要施策としております。当金庫の経営理念を達成するためには、地域金融機関としてこれまで以上にお客様のニーズや課題を引き出し、地域の皆様から必要とされる組織、ひいては職員である必要があります。お客様から選ばれる金融機関となれるよう、これまで以上に職員の育成に力を注ぎ、これを定着させ、組織力を向上させてまいります。

2024年6月

理事長 森 尊 昭

## 一年のあゆみ

### 総代会

2023年6月16日通常総代会を開催し次の事項が原案通り可決されました。

#### 決議事項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第97期剰余金処分案承認の件<br>(原案どおり承認可決されました。)          |
| 第2号議案 | 会員除名の件<br>(原案どおり承認可決されました。)                  |
| 第3号議案 | 所在不明会員除名の件<br>(原案どおり承認可決されました。)              |
| 第4号議案 | 監事任期満了に伴う改選および会員外監事選任の件<br>(原案どおり承認可決されました。) |
| 第5号議案 | 退任役員に対する退職慰労金の件<br>(原案どおり承認可決されました。)         |

### 理事会

理事会を年度中11回開催し金庫経営に関する諸事項について審議いたしました。

### 監事会

監事会を年度中7回開催いたしました。

### トピックス

2023年8月2日(水)

当金庫川内支店にて「夏休み親子ふれあい 金融機関見学会」を4年ぶりに開催いたしました。小学生のお子様と保護者の方(合計17名)に参加いただきました。体験学習や金融機関内部の見学を行ってもらい、喜んでいただきました。

2023年11月5日(日)

吉野川南岸堤防などを歩いて健康づくりにつなげる「しんきんウォーク2023」(徳島新聞社主催、徳島信用金庫協賛)を吉野川運動広場で開催し、秋晴れの下家族連れら約420人のご参加をいただきました。

### その他

2023年6月15日(木)

献血ボランティア社会貢献活動として本店営業部前で役職員24名が参加いたしました。

## 環境問題への取組

徳島信用金庫は、環境方針並びに環境問題に関する行動計画を策定し、各部店には環境担当責任者を配置し、各種行動計画の進み具合をチェックして職員への意識づけに力を入れています。2021年には「徳島信用金庫SDGs宣言」を実施し、持続可能な地域社会の実現に努めるほか、2022年にはCO2排出量可視化サービスを提供する「e-dash」と業務提携を行い、取引先企業の脱炭素への取組みの支援を行っています。

また、建設中の新本店・本部の建屋は『ZEBReady』の取得を予定しており、一次消費エネルギーを通常の50%以上削減し、地球環境に配慮した脱炭素社会を目指す建物となります。

## 会員の状況及び事業成績の推移

### 会員数



### 事業成績の推移

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預金積金	217,249 百万円	213,825 百万円	214,900 百万円	208,151 百万円
定期預金	135,004	128,889	130,098	124,085
定期積金	6,388	5,544	5,186	4,654
その他	75,856	79,391	79,615	79,411
貸出金	97,345	96,564	93,833	93,588
会員	78,175	74,088	71,554	69,734
会員外	19,169	22,475	22,278	23,853
有価証券	75,233	77,598	68,486	60,258
国債	4,885	4,883	999	1,229
その他	70,347	72,714	67,486	59,029
総資産	247,532	252,681	244,044	215,031
内国為替取扱高	192,299	192,475	188,965	188,806
外国為替取扱高	— 千ドル	— 千ドル	— 千ドル	— 千ドル
経営利益	318,370 千円	521,181 千円	275,373 千円	167,566 千円
当期純利益	245,580 千円	102,716 千円	155,341 千円	94,074 千円

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております(以下の各表における金額についても同様であります)。

## 第98期(2024年3月31日現在)貸借対照表

2024年 4月30日 作成  
2024年 5月30日 備付

住 所 徳島県徳島市紺屋町8番地  
信用金庫名 徳島信用金庫  
理 事 長 森 尊 昭

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
現 金	2,608	預 金 積 金	208,151
預 け 金	54,983	当 座 預 金	3,583
買 入 金 銭 債 権	233	普 通 預 金	74,465
有 価 証 券	60,258	貯 蓄 預 金	944
国 債	1,229	通 知 預 金	1
地 方 債	8,085	定 期 預 金	124,085
社 債	26,714	定 期 積 金	4,654
株 式	61	そ の 他 の 預 金	417
そ の 他 の 証 券	24,168	借 用 金	42
貸 出 金	93,588	借 入 金	42
割 引 手 形	138	そ の 他 負 債	424
手 形 貸 付	7,276	未 決 済 為 替 借	68
証 書 貸 付	82,164	未 払 費 用	172
当 座 貸 越	4,010	給 付 補 填 備 金	1
そ の 他 資 産	1,714	未 払 法 人 税 等	5
未 決 済 為 替 貸	58	前 受 収 益	39
信 金 中 金 出 資 金	1,190	払 戻 未 済 金	16
前 払 費 用	8	払 戻 未 済 持 分	12
未 収 収 益	229	職 員 預 り 金	58
そ の 他 の 資 産	228	資 産 除 去 債 務	3
有 形 固 定 資 産	4,446	そ の 他 の 負 債	45
建 物	868	賞 与 引 当 金	93
土 地	2,552	退 職 給 付 引 当 金	7
建 設 仮 勘 定	793	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	96
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	232	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3
無 形 固 定 資 産	18	偶 発 損 失 引 当 金	24
ソ フ ト ウ ェ ア	8	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	189
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	10	債 務 保 証	234
繰 延 税 金 資 産	42	負 債 の 部 合 計	209,267
債 務 保 証 見 返	234		
貸 倒 引 当 金	△ 3,097		
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,981	(純資産の部)	
		出 資 金	1,479
		普 通 出 資 金	1,479
		利 益 剰 余 金	6,936
		利 益 準 備 金	1,600
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,336
		特 別 積 立 金	4,780
		(経 営 安 定 積 立 金)	( 3,800)
		(厚 生 施 設 拡 充 積 立 金)	( 60)
		当 期 未 処 分 剰 余 金	556
		処 分 未 済 持 分	△ 13
		会 員 勘 定 合 計	8,403
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 3,051
		土 地 再 評 価 差 額 金	412
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,638
		純 資 産 の 部 合 計	5,764
資 産 の 部 合 計	215,031	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	215,031

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第98期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)損益計算書

2024年 4月30日 作成  
2024年 5月30日 備付

住 所 徳島県徳島市紺屋町8番地  
信用金庫名 徳島信用金庫  
理 事 長 森 尊 昭

科 目	金 額	
経 常 収 益		3,081,260 千円
資 金 運 用 収 益	2,681,799	
貸 出 金 利 息	1,803,876	
預 け 金 利 息	257,375	
有価証券利息配当金	594,810	
その他の受入利息	25,737	
役 務 取 引 等 収 益	194,038	
受入為替手数料	57,541	
その他の役務収益	136,497	
そ の 他 業 務 収 益	71,184	
国債等債券売却益	35,320	
その他の業務収益	35,864	
そ の 他 経 常 収 益	134,238	
貸倒引当金戻入益	102,155	
償却債権取立益	3,300	
株式等売却益	12,862	
その他の経常収益	15,921	
経 常 費 用		2,913,694
資 金 調 達 費 用	69,242	
預 金 利 息	68,449	
給付補填備金繰入額	332	
借 用 金 利 息	161	
その他の支払利息	298	
役 務 取 引 等 費 用	366,174	
支払為替手数料	15,789	
その他の役務費用	350,384	
そ の 他 業 務 費 用	604,479	
国債等債券売却損	260,754	
国債等債券償還損	343,330	
金融派生商品費用	113	
その他の業務費用	281	
経 費	1,863,599	
人 件 費	1,177,904	
物 件 費	648,696	
税 金	36,998	
そ の 他 経 常 費 用	10,197	
貸 出 金 償 却	7	
株式等売却損	313	
その他の経常費用	9,876	
経 常 利 益		167,566
特 別 利 益		7,293
固 定 資 産 処 分 益	7,293	
特 別 損 失		7,289
固 定 資 産 処 分 損	7,289	
税引前当期純利益		167,570
法人税、住民税及び事業税	6,613	
法人税等調整額	66,882	
法 人 税 等 合 計		73,496
当 期 純 利 益		94,074
繰 越 金(当期首残高)		462,790
当 期 未 処 分 剰 余 金		556,865

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第98期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 剰余金処分案

2024年 4月30日 作成  
2024年 5月30日 備付

住 所 徳島県徳島市紺屋町8番地  
信用金庫名 徳島信用金庫  
理 事 長 森 尊 昭

科 目	金 額
当期末処分剰余金	556,865,076 円
計	556,865,076
剰余金処分額	129,212,077
普通出資に対する配当金 (年2%)	29,212,077
特別積立金 (経営安定積立金)	100,000,000 (100,000,000)
次期繰越金	427,652,999

## 徳島信用金庫

理 事 長 森 尊 昭  
専務理事 小 濱 一 夫  
常務理事 香 留 正 慶  
常勤理事 那 佐 義 雄  
常勤理事 森 川 公 博  
理 事 島 内 保 彦  
理 事 西 村 秀 博

以上各項について監査の結果、正確であることを認めます。

2024年6月

常勤監事 生 田 美 穂  
監 事 中 野 健 兒



## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

徳島信用金庫  
理事会 御中有限責任監査法人 トーマツ  
高松事務所指定有限責任社員 公認会計士 田中賢治  
業務遂行社員指定有限責任社員 公認会計士 堀田賢一  
業務遂行社員

## 〈計算書類等監査〉

## 監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、徳島信用金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 〈剰余金処分案に対する意見〉

## 剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、徳島信用金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

## 剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

## 剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

## 〈報酬関連情報〉

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の金庫の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ11,000千円及び1,750千円である。

## 利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

私たち監事は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受けました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 業務報告等の監査結果

- ①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

徳島信用金庫

常勤監事

生田 美穂 

監 事

中野 健児 

(注) 監事 中野健児は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。